

1830年代フランス綿工業における 工場体制と産業構造

清水 克 洋

はじめに

1830年代フランスにおいて、「労働者の貧困」として社会意識にのぼることになったのは、何よりもまず労働者の生活規律の欠如の問題であった。これは、小農民を典型とする小生産者の生活様式が、大きな混乱を伴いながら、根本的転換をとげつつあったこと、すなわち、かれらの都市工業労働者化が急速に進行しつつあり重大な社会現象となっていたことを反映している。労働者の貧困は、さらに、資本家と労働者の非人間的関係としても問題にされた。すなわち、かつての農民の家父長を指導者とする家族労働や、工業小生産者の親方・職人的な労働のあり方に見られる人間関係が、工場制度の下では、労働者と資本家との全く非人間的な関係に転化しているという認識である。1830年代フランスにおける労働者の貧困問題は、一般的には、古い小生産者的な労働、人間関係が解体し、新しい機械制大工業にもとづく工場体制が確立しつつあったことを示唆するものであった。

さらに、この労働者の貧困の社会問題化は、当時の工場体制の発展段階と、その発展方向をも反映していたのである。何故ならば、綿工業における児童、婦人労働者の惨状と、手織工の窮乏、および、その解決策としての児童労働制限法、職人手帳制度改善法の提起、これが、労働者の貧困の社会問題化の一つの重要な内要をなしており、しかも、当時、工場体制が最も発展していたのは、この綿工業においてであったと考えられるからである¹⁾。

本稿の課題は、1830年代フランスにおいて社会問題化した労働者の貧困と、その解決策が示唆するフランス産業革命の発展段階を、工場体制に焦点をあて、とくに綿工業を中心に検討することにある。

これまでのフランス産業革命論は、工場体制の発展段階を明らかにするうえで、貴重な成果をあげているといつてよい²⁾。しかしながら、それは、おもに機械、およびその体系の発展に着目したものであり、資本と賃労働が作り出す工場体制の全体像は十分に解明されているとは言えない。これは、資料上の制約にもよるが、やはり、研究方法そのものに問題があると言わざるをえない。われわれは、労働者の労働に対する資本の専制的指揮権が如何に貫徹されるのか、という点に基本的な視角をおき、フランス綿工業における工場体制の発展を跡づけようとするものである³⁾。

以上の問題を検討するうえでの基礎資料として、前稿⁴⁾にひきつづいてここでもヴィレルメによる繊維労働者の状態についての調査報告⁵⁾を利用する。さらに、当時の綿工業の発展段階を明らかにするために副次的な資料として、フランスで最初の本格的工業統計である *Statistique de la France, 1^{re} série, 4^e partie, Industrie*, Paris, 1847-1852, 4 vol. および、綿製品の輸入自由化をめぐる1834年アンケート *Enquête relative à diverses prohibitions établies à l'entrée des produits étrangers*, 3 vol., Paris, 1835. を用いる。

I 綿紡績業における工場体制の発展

1830年代フランスにおいて、児童、婦人労働者の惨状が人々の注目を集め、

- 1) 以上の点については、拙稿、産業革命期フランスにおける労働者の貧困問題——ヴィレルメ調査報告の検訂を中心に——「経済論叢」第127巻、第2・3号、昭和56年2・3月、参照。
- 2) Cf. Ch. Ballot, *L'introduction du machinisme dans l'industrie française*, 1923. R. Lévy, *Historie économique de l'industrie cotonnière en Alsace*, 1912. Cl. Fohlen, *Une affaire de famille au XIX^e siècle, Méquillet-Nobllet et C^o*, 1955. *L'industrie textile au temps du Second Empire*, 1956. 服部春彦「フランス産業革命論」1968年、参照。
- 3) 前出拙稿、参照。
- 4) 同上。
- 5) M. Villermé, *Tableau de l'état physique et moral des ouvriers employés dans les manufactures de coton, de laine et de soie*, 2vol., 1840.

解決されるべき社会問題となった。また、その際、この現象は産業革命の先頭を切った綿工業、とりわけ綿紡績業において顕著であるとされた⁶⁾。これは、19世紀初頭から中葉にかけて綿紡績工場が急速に発展したことを示唆するものである。

綿紡績は、18世紀末フランスでは、周知のように、手紡車や、ジェニー紡績機を使って、おもに農家の小作業場で営まれており、したがって未だに小生産が支配的であった⁷⁾。ところが、19世紀に入るや、イギリスから導入されたウォーター・フレーム機、ミュール・ジェニー機が普及し、工場制生産が確立することになった⁸⁾。この時期の紡績工場の体制については断片的なことが明らかになっているだけである。機械体系に関しては、18世紀末に、イギリスから、アークライト型のウォーター・フレーム機が導入された際に、梳綿機2種、練条機、粗紡機、紡績機各1種、および伝導装置付きの水車が含まれていたとされている⁹⁾。紡績機のうち大多数を占めたミュール・ジェニー機の場合には、この紡績機そのものへの原動機の使用が困難であったことを考慮しても、梳綿機を中心とする準備工程はほぼ同様であった。この機械体系を基礎に、ミュー

第1表 1806年セイヌ・アンフェリュール県における綿紡績工場

	工場数	総生産量(比率)	工場あたり紡錘数	工場あたり労働者数
大紡績工場	23	24.8%	3,100錘	187.2人
小紡績工場	500以上	75.2%	*320錘(450錘)	(26.9人)

*印はルーアン郡のみの数値

服部、前掲書、125頁より。

()は小紡績工場の数をも500として筆者が試算したもの。

6) Cf. *Ibid.*, t. II, pp. 21, 90.

7) Cf. Ballot, *op. cit.*, p. 64. Lévy, *op. cit.*, pp. 85, 140-141. 服部、前掲書、123頁、205頁、参照。注目すべきことに、一部にはジェニー機を10台前後集中する小作業場が形成され、その場合には梳綿機も導入されていた。ジェニー機10台に対して梳綿機1台、12台に対して2台が組み合わされている例が存在した。Cf. Ballot, *op. cit.*, p. 53.

8) 服部氏は、この段階では、工場制度の確立とは言えないとされる。しかし、初歩的な段階であるとは言え、この時期には機械が体系性を持っており、それに基づいて労働力が編成されていたのである。したがって、これを単なる道具と、その使用に熟練した労働者からなる「マニファクチュア」と呼ぶことはできない。服部、前掲書、参照。

9) Cf. Ballot, *op. cit.*, p. 80.

ル紡績の場合生産は次のように行われたと言われる¹⁰⁾。準備工程のうち、開綿、および打綿の一部は手作業に依存し、打綿の残りの部分と梳綿には、水力または畜力を原動力とする機械が使用された。紡績工程は成人男子紡績工の筋力と熟練に依存していた。

以上の点をふまえて、第1表を検討すれば、数のうえでも、生産量でも、支配的であったのは、ミュール紡績機2～3台を中心に、いくつかの準備機械を備え、紡錘数300～500錘、労働者20～30人程度の、しかも、未だに多くを労働者の熟練や筋力に依存する小工場であった。これが、19世紀初頭に成立した典型的な紡績工場の姿である。そこで労働者相互の関係、工場主と労働者との関係を直接明らかにするものはない。ここでは、極めて低い段階においてであるとはいえ、この小紡績工場に実現された機械の体系と労働力編成、それにもとづく工場体制こそ、それまでの農村の作業場に分散した小生産を急速に駆逐し、工場への生産の集中を実現したものであることを確認しておこう。

第2表 19世紀中葉セイヌ・アンフェリュール県における工場あたり労働者数

労働者数	～50人	～100人	～200人	～200人以上
工場数	50	74	32	5
労働者数(%)	13.7%	40.3%	30.5%	15.5%

Statistique de la France, op. cit., t. III, pp. 26-33.

19世紀初頭から中葉にかけての綿紡績業の発展は急速であった。第2表は、セイヌ・アンフェリュール県で労働者数50～100人の工場が支配的となっていることを示す。工場あたり平均労働者数は81.4人である。また、別の資料は、

第3表 19世紀初頭における紡錘数別工場分布

年次	紡錘数	～1,000	～5,000	～10,000	10,000以上	備考
1806		85	103	9	3	Eure 県を除く Eure 県 Meuse 県 を除く
1808		83	200	25	12	

Ballot, *op. cit.*, p. 130.

10) Cf. Lévy, *op. cit.*, p. 141. 本稿では、分析の対象をミュール・ジェニー機工場に限定する。資料上の制約とともに、ミュール・ジェニー機工場が生産の圧倒的部分を占めていたからである。

第4表 19世紀中葉における紡錘別工場分布

紡錘数		～1,000	～5,000	～10,000	～20,000	～40,000	40,000 以上
オ・ラン県	工場数	3	3	14	8	3	3
	紡錘数	0.0%	1.8%	16.1%	27.4%	25.9%	28.5%
ノール県	工場数	—	23	18	10	1	—
	紡錘数	—	22.4%	34.3%	37.7%	5.6%	—

Statistique de la France, op. cit., t. I, pp. 20-23, 136-137.

1847年に、この県での工場あたり平均労働者数59.5人、平均紡錘数4,395錘を与えている¹¹⁾。第3表、第4表の比較は、工場あたり紡錘数の顕著な増大を示している。とくに、オ・ラン県では、10,000錘以上の工場が紡錘数の大半を、20,000錘以上の工場がその過半を占めているのが注目される。同時期におけるオ・ラン県、ノール県の工場あたり労働者数はそれぞれ290人、119人である。さらに、第5表からは、19世紀初頭にはごくまれであった水力や蒸気力の使用

第5表 19世中葉における使用動力別綿紡績工場数

	水力工場	蒸気力工場	併用工場	他、不明
ノール県	—	52	—	—
オ・ラン県	16	10	22	—
セイヌ・アンフェリュウ ル県	70	30	16	6

Ibid., t. I, pp. 20-23, 136-137, t. III, pp. 26-33.

が急速に普及し、少数の例外を除けば主要3県では全ての工場が水力または蒸気力を備えているのを確認することができる。

こうして、さきに示した19世紀初頭の工場と比べるならば、中葉には、労働者数は少なくとも2倍以上、紡錘数は10倍近くになっているのを見てとることができる。これらの指標は、工場体制そのものの内的な発展を予測させる。

綿紡績業における労働生産力の発展を示す指標をとりあげよう。第6表、第7表、第8表は試算にすぎず、厳密な数値としてとりあつかうわけにはいかないが傾向だけは読みとることができる。すなわち、19世紀初頭から中葉にかけ

11) 服部、前掲書、120頁、参照。

第6表 オ・ラン県における労働者あたり紡錘数

年次	紡錘数
1786	1
1806	20
1828	45
1844	49

Lévy, *op. cit.*, p. 144.第7表 同, 紡錘あたり綿糸生産量
a), 28番手たて糸 b), 平均

年次	kg	年次	kg
1815	4.5	1812	5.2
1835	10.65	1828	7.9
1845	15.0	1834	11.3
		1844	12.9

Ibid., p. 83.*Ibid.*, p. 89.

第8表 セイヌ・アンフェリュウル県における労働生産力の発展

年次	紡錘数/労働者	綿糸(kg)/紡錘	綿糸(kg)/労働者
1808	26.1	5.8	152
1816	30.3	5.4	166
1834	—	13.4	—
1847	73.8	15.6	1,151

服部, 前掲書, 116頁より。

て労働者あたり綿糸生産量が飛躍的に増大するが、それは、労働者あたり紡錘数が2倍以上に増大しただけではなく、紡錘あたり綿糸生産量もまた2倍以上に増大したことによるということである。

労働者あたり紡錘数を増大させるには二つの方法がある。一つは、紡績機を大型化し、直接的に紡績工あたり紡錘数を増大させることである。いま一つは、準備工程を改良し、労働者数を相対的に減少させることである。第9表は、紡

第9表 19世紀中葉における紡績機あたり紡錘数別工場分布

紡績機あたり紡錘数	~200	~250	~300	~350	以上
*オ・ラン県	1	2	13	26	3
ノール県	4	42	4	0	1

* 1 工場は不明 *Statistique de la France, op. cit.*, t. I, pp. 20-23, 136-137.

績機そのものの大型化を示す。19世紀初頭には、206 錘の紡績機が最新鋭であり、120, 160, 190 錘のものも使用されていたのに対して、中葉になると、とくに、オ・ラン県では300錘以上の紡績機が支配的となり、400錘を超えるもの

も登場するのである¹²⁾。この紡績機の大型化は部分的にはあるが原動力を紡績機に使用することによって実現された。また次の叙述が示すように、この時期には、打綿機が改良され、準備工程の機械化を大きく促進した。「打綿機の発明とその綿工業への適用は、労働者には大きな恩恵を、工場主には多大な節約をもたらした。というのは、それは大部分の紡績工場において非常に数の多かった手の掃除をなくし、打綿に使用されている労働者数を大いに減らすことを可能にしたからである。」¹³⁾ これらの機械体系の発展を間接的に示しているのが、さきに見た原動力としての水力、蒸気力の使用の普及なのである。

以上のような機械体系の発展を典型的に示す事例として、ヴォージュ県の一工場にかんする資料をあげることができる¹⁴⁾。この工場は、労働者数が不明で

第10表 ヴォージュ県の一紡績工場における機械体系の発展

a), 1819年購入時における機械体系

b), 1830年代までの発展

機 種	台 数	年 次	事 項
開 綿 機	1	1820	打綿機の導入
荒 梳 綿 機	8	1822	1,200 錠追加
仕上 梳 綿 機	12	1834	蒸気機導入
練 条 機	6		練条機、練紡機 (各
粗 紡 機	3 (各 96錠)		数台)、梳綿機 (1台)、
精 紡 機	21 { 12 (各 192錠) 4 (各 192錠) 2 (各 216錠) 3 (各 224錠) } 計 4,564錠		他の準備機械 (4台) の追加
原 動 機	馬 4 頭による回転装置 1 台 (購入時から水力の使用)		a), b), とも Fohlen, <i>Une affaire</i> , <i>op. cit.</i> , pp. 45, 121.

はあるが、紡績数約5,000錠という点から、当時の中位の工場の姿を示すと考えられる。第10表は1819年に工場施設がパリから購入された際の機械の体系と、それ以降の発展を示したものである。1820年の打綿機の導入は工場施設の一部拡張を伴うものであり、準備工程の改良をもたらしただけでなく、紡績工程

12) Cf. Ballot, *op. cit.*, p. 125. 1834年アンケートでは、アルザスで平均 366 錠と言われている。

Cf. *Enquête (1834)*, *op. cit.*, pp. 348, 614.

13) Villermé, *op. cit.*, t. II, p. 213.

14) Cf. Cl. Fohlen, *Une affaire*, *op. cit.*

での紡錘数の増加に結果した。1834年の蒸気機関の導入は、当初は水力の不足を補うことを目的とするものであったが、結果的には種々の準備機械の採用、したがって準備工程の大幅な改善につながった。

第11表 1831年ルーアン市近郊、蒸気力工場における労働力編成

職 種	性 年 齢 別			年 間 収 入 fr c	
	成人男子	婦 人	少年児童		
火 夫	1			1,025	36
準備工程					
打綿工			2	180	60
開綿工			1	201	28
梳綿工(1)			5	145	28
梳綿工(2)		4		251	96
練条工		2		264	52
梳櫛掃除工	2			454	
梳綿監督	1			1,015	28
練紡工			2	251	96
〃			1	200	
〃			1	152	
紡績工程					
紡績工(120錘)	2			785	56
糸つなぎ工			2	260	
紡績工(66錘)	1			614	12
糸つなぎ工			1	128	
紡績工(216~240錘)	14			660	16
糸つなぎ工			14	156	
若年、婦人精紡工 (132~140錘)	18			348	
糸つなぎ工			9	104	
倉庫係	1			604	
			1	354	
総糸工		14		252	
門番		1		252	
	40	21	39		

当時の工場体制を明らかにするために、いま一つの資料としてヴィレルメの調査報告が提供する労働力編成にかんするモデル工場とも言うべき第11表をかかげる。この工場は紡績総数5,812錠、労働者数100人であり、当時の平均的な工場規模である¹⁵⁾。これまでの機械体系にかんする検討をふまえてこの表を見ると、まず、開綿、打綿、梳綿、および粗紡が行われる準備工程における婦人、少年、児童の比重の高さが目につく。準備工程21人中、実に18人を占めるのである。その年間収入の低さは、かれらの工場内での地位を反映したものであろう。第二に、これに対応する梳綿監督の存在である。かれの労働内容は不明だが、他の成人男子労働者と比較しても際立って高い賃金は、かれが特別な種類の労働者であることを暗示している。つまり、資本の指揮権に服従しながら、その指揮機能の一部を代行する産業下士官としての役割である。以上の二点は、さきに見た準備工程の機械化の進展が、成人男子労働者の婦人、児童による完全なおきかえを結果するとともに、かれらに対して、特別な種類の労働者による監督が行われるにまで至っていることを示している。社会問題化した労働者の貧困の経済学的内容の一つがここに示されるのである。

二つの工場の例が示すいま一つの特徴点は、準備工程において機械体系や労働力編成の発展が急速であるのに対して、紡績工程は、紡績機あたり紡績数の増大以外に大きな変化が見られず、しかも、それが紡績機の、したがって労働のあり方の質的变化をもたらずものではなかったことである。紡績機の大型化、原動力の部分的利用にもかかわらず、紡績工程が基本的には紡績工の筋力と熟練に依存するという事態は変化していないのである。準備工程の発展を質的なものと言うならば、紡績工程のそれは量的なものでしかなかったのである。

以上の点をふまえて、最初の労働生産力発展を示す指標に立ち帰ると、次のような問題が生じてくる。すなわち、準備工程の改良や、紡績機の大型化による労働者あたり紡績数の増大が、労働者あたり生産量の増大をもたらしたこと

15) ヴィレルメは、セイヌ・アンフェリュール県では「平均すると、一工場あたり、75人の労働者と3,572個の紡績である」と言う。Villemé, *op. cit.*, t. I, p. 136.

は明らかであるが、それ以上に、紡錘あたり生産量が増大したのは何によってであるのか、というのがそれである。別の表現をすれば、紡績工にとって、担当する紡錘数が増大しながらも、労働過程の根本的変革なしに、その紡錘あたり生産量の飛躍的増大はいかにして可能となったのか、ということである。それは、結局のところ、労働者により多くの労働を行わせることに帰着する。実は、準備工程の改良も、監督の強化に見られるように、単に製品あたり労働量を減少させることだけではなく、労働者からより多くの労働を引き出すことを意味していたのである。紡錘あたり生産量の増大は、紡績工程では機械体系と労働力編成の変化が少いがゆえに、この労働強化をより直接的に示すのである。

この点について紡績資本家自身が、1834年アンケートで、次のような興味深い証言を行っている。まず、イギリスに対する生産力の低さが指摘される。「われわれの工場では、一人の優れた労働者は一人の糸つなぎ工とともに400紡錘の機械を動かす。幾人かは二人の糸つなぎ工とともに800錘を動かすが、これができるのはごく一部の労働者だけである。……イギリスの優れた紡績工は……700~800錘を動かすのである。」その結果、フランスの紡績工が「400紡錘の機械で $3\frac{1}{3}$ 番手の糸を1日11~12 kg生産する。」のに対して、イギリスでは「700~800錘で30~33 kg生産することになる。」¹⁶⁾これを、マンチェスターとミュルーズの

第12表 英、仏綿紡績工場の生産性比較

		紡績工あたり紡錘数	紡績工あたり生産高
事例Ⅰ	フランス	400	11~12kg/日
	イギリス	700~800	30~33
事例Ⅱ	フランス	366	90kg/週
	イギリス	620	125

Enquête (1834), op. cit., pp. 484, 614.

工場とを比較した別な証言とともに整理すると第12表のようになる。この証言は、当時のフランス綿紡績資本家が、労働者あたり紡錘数を、そして労働者あたり生産高を増加させるために、大きな努力をはらっていたことを明瞭に示すものである。

16) *Enquête (1834), op. cit., p. 484.*

より興味深いのは、次の証言である。「監督の強化や命令の徹底、金銭上の報酬による刺戟、その他のあらゆる努力にもかかわらず、われわれは熟練の足りない労働者をより優秀な労働者に変えきれていないのである。」¹⁷⁾ この証言は、労働者の熟練を高め、かれらからより多くの労働を引き出そうとする資本家の努力をほうふつとさせるものである。紡績工あたり紡錘数を増大させながら、しかも紡錘あたり生産量をも飛躍的に増大させるという19世紀初頭から中葉にかけての綿紡績業の生産力発展を可能にしたものが、ここに示されるのである。すなわち、準備工程において確認することのできた資本による労働者に対する専制的指揮権の貫徹が、表面的には大きな変化がなかったように見える紡績工程においても実現されていたのである。

1830年代フランスにおける労働者の貧困の社会問題化が持つ一つの重大な意味は、産業革命の進展に伴う、この労働者を犠牲にした生産力の発展、資本家の下への労働者の服従の強化にほかならず、その最も典型的な現れとしての児童、婦人労働者の惨状が当時の人々の注目を集めることになったのである。

II 綿紡績業における工場体制の矛盾

綿紡績工場において、紡績工程は、その生産上の位置から見ても、労働者数から見ても、最も重要な工程である。既に、19世紀初頭から中葉にかけて、紡績工あたり紡錘数が増大しながら、紡錘あたり生産量もまた急速な伸びを示したことを見た。それにもかかわらず、この工程では生産方法の根本的変化は見られず、未だに紡績工の熟練に依存していたのである。したがって、紡錘あたり生産量の増大は、そのまま、紡績工程において労働者によってなされる労働量の増大を意味していた。紡績工程における労働のどのようなあり方がこれを可能にしたのであろうか。この問題の検討は、当時の紡績工場の全体像の解明にとって不可欠である。

さらに、児童労働制限法の意味を明らかにするうえでも、この問題は是非と

17) Cf. *Ibid.*, p. 486.

も解明されなければならない。というのは、この法律が主な対象としたのは、紡績工程における児童だったからである¹⁸⁾。さきの第11表をいま一度見てみよう。紡績工場における少年、児童労働者の大多数、39人中26人、つまり $\frac{2}{3}$ は紡績工の助手として使用されていたのであり、ヴィレルメによって児童労働の惨状として取りあげられたのは、とくにかれらの姿だったのである。

このように、紡績工程における労働、労働者のあり方の解明は極めて重大な課題であり、ある程度の成果は生み出されているが十分であるとは言えない。この点でヴィレルメの調査報告は貴重な資料を提供しており、それを中心に検討を加える。まず、紡績工とその児童助手について次のように述べられる。「紡績工は、出来高で働いており、かれが製造する糸の品質に責任を負っているので、かれ自身が助手を選び、その賃金を支払ったのである。」¹⁹⁾ これは、紡績工場で働く多くの児童が工場主によって雇用されていたのではなく、直接的には紡績工が、その出来高賃金の一部を割いて自らの助手を雇用していたことを示す極めて興味深い叙述である²⁰⁾。いま一つ注目すべきことは、紡績工が、工場に集中された労働者であるにもかかわらず、あたかも賃加工を行う独立の生産者であるかのように描かれ、その限りでかれらが自らの児童助手を雇用するのは全く当然であると考えられていることである。これは、当時の工場体制の発展段階、資本・賃労働関係のあり方を考えるうえで極めて示唆するところの大きい事柄である。その考察は後に譲って、ここでは、紡績工程が紡績工の熟練に依存するだけでなく、いわば二重雇用関係とも言うべき関係を内包していたことを確認しておこう。

紡績工とその児童助手の関係は単なる雇用関係ではなかった。通常は一人の紡績工が一人の助手を雇用したと言われるが、かれらは親子である場合も多か

18) Cf. E. Levasseur, *Histoire des classes ouvriers et de l'industrie en France de 1789 à 1870*, 2. ed. 1904. p. 130.

19) Villermé, *op. cit.*, t. I, p. 5.

20) イギリスについては、この紡績工と児童助手の雇用関係が指摘されている。戸塚秀雄「イギリス工場法成立史論」1966年、吉岡昭彦、イギリス産業革命と賃労働、高橋幸八郎編「産業革命の研究」昭和40年、参照。

った。「工場で、かれらの父親、または母親とともに雇用されているものは、年少労働者の $\frac{1}{6}$ ないし $\frac{1}{5}$ を構成し、通常の比率は $\frac{1}{4}$ である。しかし、かれらでさえも、全てが両親の糸つなぎ工、または助手というわけではない。」²¹⁾ この叙述は、一般的に言って当時の工場において親子が共に雇用される比率が比較的高かったことを示している。かれらがどのような形式で雇用されていたのかは必ずしも明らかではないが、紡績工とその助手の場合には、さきの引用と結びつけて考えるならば、父親である紡績工が子供の賃金をも含めて、一括して支払われるということになる。したがって、この場合は、二重雇用というよりもむしろ、親子丸がかえ的な雇用が行われていたと見なせるのである。小農民に典型的に見られる労働のあり方、家父長を指導者とする家族労働が解体しながらも、完全に個々の成員に分離してしまうことなく、親子が一つの単位で雇用される場合が存在したのである。したがって、小農民的な労働のあり方がそのままの形ではないにしろ工場の中に持ち込まれ、残存していたことが見てとれるのである。

第三に、紡績工と児童助手の間には徒弟制的関係が存在した。少し長くなるが次の叙述がそれをあざやかに示している。「ルーアンの紡績工場において野蛮な習慣が存在している。裁判所は、多くの労働者がかれの徒弟糸つなぎ工をなぐる権限を与えられていると信じていることによるひどい過ちを罰さねばならないのである。」「児童をなぐるのは労働者であって、そこには申し分のない道徳性を身につけた人もいる。かれらにとっては、以前かれらがなぐられたのであるから、かれらが仕込まれたように若い助手を仕込むことは当前で、全く自然なことのように思えるのである。」²²⁾ 「徒弟糸つなぎ工 *les apprentis rattacheurs*」という言葉もさることながら、この叙述全体から、熟練工たる紡績工がその児童助手に対してギルド制下に見られるような徒弟制的訓練や教育を行っていることがありありと浮び上がってくる。したがって、ここにも、別な

21) Villermé, *op. cit.*, t. II, p. 112.

22) *Ibid.*, t. II, pp. 116-117.

意味での古い労働のあり方と、そこに形成される労働習慣が工場の中に持ち込まれているのを見てとることができる。

以上の点を、紡績工と児童助手の関係だけではなく、資本・賃労働関係として総括すると次の三点にまとめることができる。まず第一に、工場主——労働者という単純な雇用関係ではなかったことである。熟練工たる紡績工の助手は、工場主によってではなく、紡績工自身の権限で雇用されたのであり、かれらが親子の場合には、親子丸がかえの雇用と見なせることである。第二に、労働のあり方から見て、紡績工は資本に対して、半ば自立的な地位を保っていたことである。かれらは工場に雇用される労働者でありながら、熟練工として出来高賃金で働くとともに、児童助手の雇用や教育の権限を持っていた点で、あたかも、当時広範に存在した賃加工を行う手織工のような地位を占めていたのである。第三に、以上のことを前提すれば当然のことではあるが、小農民やギルド制下の職人に見られた労働のあり方、労働習慣が、そのままの形ではないにしろ、工場の中に持ち込まれていたことである²³⁾²⁴⁾。したがって、1830年代フランスにおいて、工場体制が最も発展していたと考えられる綿紡績工場においてさえも、労働者に対する資本の指揮権は、とりわけ紡績工程において大きな制約を受けていたと言えるのである。ヴィレルメの次の叙述は、当時の紡績工場における労働のあり方を総括的に示すものである。「工場規律は時間賃金労働者にかれらの労働時間を自由に増減することを許さず、かれら全てが労働を同時に始め、同時に終えることを強制する。」にもかかわらず、「出来高賃金労働者は通常好きなときに休むことができ、またかれらが望むならば三日間ないし四日間働きづめて、その週の残りを遊びほうけることができる。」²⁵⁾ 既に見た

23) ヴィレルメは、かつて存在した農民や、小生産者の生活規律を労働者が喪失していることが貧困の原因であるとしたが、皮肉にも、ここでは、農民や、小生産者の労働のあり方、労働習慣が工場のうちに持ち込まれ、それが工場体制の発展にとって重大な障害に転化しつつあり、その除去こそが問題になっているのである。

24) わが国においては、西欧資本主義の場合、「合理的」「近代的」な経営が作り出されるとするが、ここには、それと真向から反する事実が明らかになる。すなわち、雇用・徒弟関係が工場内に残存しているだけではなく、それが資本によって積極的に利用されたことである。

25) Villermé, *op. cit.*, t. II, p. 66.

ように、準備工程においては機械体系が大きく発展し、機械の運動に労働者が従属させられ資本の指揮機能の一部を代行する労働者によってこの過程が監督されるという全く新しい労働のあり方が確立していた。時間賃金労働者にかかる叙述は、この点を強く支持するものである。これに対して、出来高賃金労働者についての叙述は、紡績工程において、資本の指揮権が多数の児童に対して直接及んでいないだけでなく、紡績工が熟練を基礎にしながら、労働そのものにかんして、半ば自立的地位を保っているという、これまでの分析を裏づけるのである。

以上、1830年代における綿紡績業の工場体制の発展を検討した。さきに見た19世紀初頭からの綿紡績業の発展は、この体制によって担われていたのである。しかしながら、紡績工程において明らかになった古い労働のあり方と、それに基づく労働習慣の工場への持ち込みは、それ以上の生産力発展にとって一つの重大な障害に転化することになった。アルザスを中心とする綿紡績資本家自身が児童労働の惨状を指摘し、その改善を提起することの背景はここにあった。

具体的には以下のことである。イギリスでは、1833年工場法によって児童労働の制限が実施された²⁶⁾が、それはリレー制度をもたらすことになった。児童労働の制限は紡績工の児童助手に対する権限の制限を意味していた。というのは、リレー制度は全児童のグループ分けを必要とし、全面的にはないにしろ児童の労働を資本家が掌握することを前提にしていたからである。さらに、これと結びつけられた普通教育は、それまでの紡績工による徒弟制的訓練、教育の否定に他ならない。したがって、フランスにおいて提起された児童労働制限法は、イギリスの実例にならって、紡績工程におけるこれまでの労働のあり方を変革し、児童に対する資本の直接的な指揮権をもたらすとともに、半ば自立的な地位にあった紡績工を資本により従属させようとするものであった。

さらに、技術的な観点から見ると、1825年にイギリスで自動ミュール紡績機が実用化され、既に1830年代半ばにはフランスに紹介されていた²⁷⁾ことが注目

26) イギリスにおける1833年法については戸塚、前掲書、吉岡、前掲論文、参照。

される。この自動ミュール紡績機は機械あたり紡錘数を一挙に増大させるとともに、熟練を大いに軽減するものと考えられ、事実そうであった。フランスでは1850年代から、それまでのミュール紡績機にとって代って急速に普及することになるのである²⁷⁾。したがって、紡績工の半ば自立的な地位を奪うための物的条件も徐々に準備されていたと言える。紡績資本家は、これらの現実をふまえ、紡績工程を「合理化」するテコとして、児童労働制限法を提起したのである。1830年代における労働者の貧困、とりわけ児童労働の惨状が社会問題化することの第二の意味がここに示されるのである。

III 綿織物業の再編成

1830年代フランスにおいて労働者の貧困が社会問題化した際に、児童、婦人労働者の惨状と並んで、人々の注目を集めたのは、手織工の貧困であった。ここでは、綿織物業における工場体制の確立を明らかにするとともに、手織工の貧困を手がかりに、当時の問屋制家内工業の構造を検討する。

19世紀初頭には、問屋制家内工業を中核としながら、手織布が綿織物業全体を支配していたが、1820年代中頃からの力織機の登場が、白地綿布部門に機械制織布工場の確立をもたらすことになる。この工場体制確立の過程において興味深いのは、手織機数台から数十台を備えた過渡形態としての農村集中作業場の存在である。当時の資料に基づいて、この農村集中作業場の存在を指摘し、その実態を明かにしたフォーラン Cl. Fohlen やレヴィ R. Lévy によれば、それは織元資本が品質管理を強化しようとして採用したものであった²⁸⁾。ここでは、織機、作業場とも資本家の所有になっていたと言われ、それまでの問屋制下の賃加工のあり方は根本的に変化していた。したがって、この農村作業場は機械が手織機であり、また準備工程が織布工程に結合されていなかったとは

27) Cf. Levasseur, *op. cit.*, p. 177.

28) Cf. Fohlen, *L'industrie textile, op. cit.*

29) Cf. Fohlen, *Une affaire, op. cit.*, pp. 31-33. Lévy, *op. cit.*, pp. 156-160. 服部, 前掲書, 232頁～238頁, 参照。

いえ、近代的な工場制度に極めて近いものであった。

しかしながら、農村作業場を近代的な工場と区別する決定的な点があった。それは、この作業場が、その所有者、または問屋に雇用された *contremaître* と呼ばれる監督によって管理されたにもかかわらず、作業場規則 (*reglement d'ateliers*) が欠如していたことである。例えば、作業の開始、終了が全く不明瞭であり、労働者の判断にまかされていた。また、労働者は強く農業と結びついており、農繁期には多くの織機が止ったと言われる。これらの諸点が示すのは、織布労働が未だに自立性の極めて強い個々の織布工の自由裁量に委ねられている状態であり、賃加工を行う家内手織工に見られる労働のあり方が、ほとんどそのままこの作業場に持ち込まれていることである。農村の集中作業場は、問屋制家内工業と近代的な工場制度のまさに過渡形態そのものであった。

この過渡状態を打ち破り、言葉の真の意味での工場体制を確立せしめたのが力織機であった。力織機を備える織布工程に、以前から問屋の作業場に集中されていた整経、糊付の準備工程を結合した機械織布工場における資本・賃労働関係の実態は全面的には明らかにされていないが、以下に見るいくつかの断片的資料は、紡績工場において見たのと同様に、ここでも資本の労働者に対する指揮権の貫徹を確かめることができる。ヴィレルメは、当時の織布工場を次のように描いた。「織機自身が仕事を行う機械制織布工場では、……労働者は、機械を止めて切れた糸をつなぎ、再び機械を作動させる以外に何らの仕事もしな

第13表 力織機工場における織布工の賃金 (1834年の日賃金)

	ミュルーズ(全て両性)	ルーン
機械織布工	1fr.50c.~1fr.75c.	1fr.25c. (少年, 婦人)
手織工	1 50 ~2 50	1 50 ~2 25
紡績工	2 00 ~3 00	3 ~6(男子のみ)

Villermé, *op. cit.*, t. I. p. 143.

い。さらに、機械織布は何らの筋力をも必要としないので、男性よりも婦人を多く雇用するのである。³⁰⁾ 織布工中に占める婦人の数は明らかではないが、

30) Villermé, *op. cit.*, t. I, p. 7.

この叙述は手織布に必要とされた筋力と熟練が、力織機の場合は不必要となることによって、婦人労働者が成人男子手織工を駆逐していることを示している。

機械織布工場における織布工の地位はかれらの低賃金にも表現される。第13表は、かれらの賃金が紡績工に比べれば極端に低いことを示している。さらに、ミューズの場合には不明瞭ではあるが、ルーアンの機械キャリコ織には少年、婦人工だけが挙げられており、かれらの数の優位が示されるとともに、手織工との賃金格差がより明瞭となっている。婦人、少年労働者による成人男子工の代替と、その結果としての賃金低下が明らかである。

さらに、力織機が筋力と熟練を不要にしたとしても、それは労働の軽減をもたらしたのではない。というのは、「機械織布工は一台ではなく二台の織機を動かしたのであり、そして、かれはこの織機各一台で手織機の約二倍の仕事を為したのである」³¹⁾ という叙述に見られるように労働者からより多くの労働を引き出す工夫がなされたのであり、力織機はそのための手段となったのである。この点にかんして、1834年アンケートは興味深い資本家の証言を含んでいる。

第14表 英、仏機械制織布工場の生産性比較

	労働者あたり織機数	労働者あたり生産高
イギリス	3~4台*	62aunes/日
フランス	1~2	20

*助手が1人つく、*Enquête (1834), op. cit., p. 491.*

まず、イギリスとの間に第14表に見られる生産力格差が存在しており、その原因は次のように労働者の質にあるとされる。「われわれのところにはほとんどの場合初心者しかおらず、かれらを教育するには時間がかかる。」³²⁾ しかしながら織物資本家たちはこの状態に甘んじていたのではない。「われわれの労働者がイギリスの労働者の熟練に達し、われわれの工場の諸費用がイギリスのそれと同じにまで低下したとき」には、イギリスとの対抗が可能であると考

31) *Ibid.*

32) *Enquête (1834), op. cit., p. 492.*

ていたのである³³⁾。工場体制の「合理化」による労働強化こそがイギリスに対抗する唯一の手段であり、しかもそれが可能であるとのフランス織物資本家の確信があざやかに示されている。

以上、綿織物業における工場体制の確立は、労働者に対する専制的指揮権の貫徹という点から見れば、1820年代半ばから急速に普及した力織機によってもたらされたことを見た。さらに、ここでもまた、綿紡績工場の検討によって明らかになったこと、すなわち、1830年代フランスにおける労働者の貧困の社会問題化は、工場体制確立の一つの現われであることを確認することができた。さて、この白地綿布生産を中心とする力織機工場の確立は、既存の間屋制家内工業に対して如何なる影響を与えたのであろうか。まず第15表を見てみよう。この表は、1830年

第15表 オ・ラン県における織機数の変動

から50年代にかけての力織機による手織布の急速な駆逐を示している。したがって長期的に見れば、力織機工場の確立は、一部の特殊な部門を別にすれば、間屋制家内工業の解体に結果したと言える。

年次	手織機台数	力織機台数	備考
1806	1,903		
1811	3,643		
1822	18,000		最初の力織機導入
1826			最初の力織機工場設立
1827	22,077		
1830	20,000	2,000	
1834	31,000	3,000	
1839		6,000	
1844	19,000	12,000	
1848			手織機・力織機同数
1856	8,796	18,000	

しかしながら、第15

Lévy, *op. cit.*, pp. 92, 145-146.

表はいま一つ別なことを表現している。すなわち、少なくとも30年代前半までは、力織機と平行して手織機も増大していることである。したがって、力織機工場の確立は一挙に間屋制家内工業の消滅を惹き起したのではないことに留意しなければならない。それは以下の理由からである。まず1820年代中頃からの力織機の普及、工場体制の確立は、キャリコ等の白地綿布生産に限られてい

33) *Ibid.*, pp. 518, 620.

たことである。第二に、紡績業の発展に伴う綿糸価格の低下は綿布価格の低下に結果し、綿布需要を増大させ、これが綿織物の製品種類の増加となり、問屋制家内工業そのものを拡大せしめたことである³⁴⁾。第16表は、1830年代におい

第16表 1830年代フランス綿織物業一覧

生産中心地	生産物	生産形態	労働力
ミュルーズ	白地綿布 calicot, percales, mousselines	力織機工場 問屋制家内工業	35,000人 都市工場労働者 農村の手織工
サント・マリー・ オ・ミーヌ	先染綿布 madras(1819年より) guingham, seamoises (1823年より) tissus mélangés (1840年以降)	問屋制家内工業	20,000人 織元雇用 5,000人 (主に婦人) 手織工 10,000人 手織工雇用5,000人
サン・カンタン	白地, 先染綿布 calicot, mousselines, etc. guinghams, piquées, etc.	力織機工場(5工場) 問屋制家内工業 農村の手織機 50,000台	70,000人の手織工 (他県を含む)
ルーアン	白地, 先染綿布 calicot	力織機工場, 問屋 制家内工業 手織機 20,000台	65,000人
	先染ルーアン綿 (並織, 模様織)	問屋制家内工業 都市, 農村の手 織機 60,000台	
タラール	白地綿布 mousselines	問屋制家内工業 手織機 20,000台	50,000人

Enquête (1834), op. cit.

て力織機工場と並んで、問屋制家内工業がフランス各地に広範に存在したことを示している。

この問屋制家内工業の構造は基本的には解明されているが、問屋織元と、賃加工を行う手織工の次の関係は見落されてきた。レヴィは、アルザスの綿織物業について、問屋織元と手織工の賃加工契約が、直接結ばれる場合と、仲介が入る場合とを区別している³⁵⁾。また、1834年貿易問題アンケートは、ノルマン

34) Lévy, *op. cit.*, pp. 69-70, 127-130.

35) *Ibid.*, p. 154.

にディにおけるルーアン織の場合、手織工への原料糸の供給が、都市の手織工に対しては問屋から直接に、近隣の農村の手織工の場合には *porteur* と呼ばれる「前貸仲立人」³⁶⁾ により、さらに他県の場合には *contremaitre* または *commissionnaire* と呼ばれる仲介人や代理人が間に入ったとされている³⁷⁾。この賃加工契約上の差異や、原料供給方法上の相違が問題となる。

一見すると問屋織元の支配力は、農村の手織工に対してよりも、都市の手織工に対してのほうがより強いようにも見える。しかし、実は全く逆であった。サント・マリーヤ、ルーアンの先染綿布、タラルルのモスリン等の場合、都市の手織工はより熟練していて流行品や高級品の生産にたずさわり、農村の手織工は、低い加工賃で低級品を織っていたのである。例えばルーアン織の場合、次のように言われる。「(問) 都市の労働者が、どのようにして農村の労働者との競争に耐えることができるのかを、説明していただけませんか。(答) 都市の労働者は、一般的により熟練しており、より監視しやすいので、われわれは、かれらに最も製作のむずかしい製品を委ね、農村の労働者に対してよりも多くを支払うのである。」³⁸⁾ これは、第17表のような加工賃格差として現象することになる。

ここから、問屋織元と手織工との関係は次のように総括することができる。織元資本にとって、高級品を織らせるべき都市の手織工は、熟練を基礎により独立的であり、直接の賃加工契

第17表 ルーアン織の場合の加工賃格差

	並ルーアン織工	模様ルーアン織工
1825~28	1fr. 50c.	2fr. 25c.
1829	1 25	1 75 2 00
1830	90	1 25
1831~32	90~95	1 50~1 75
1833~34	1 50	2 25

Villermé, *op. cit.*, t. II, pp. 142-143.

約に基づく管理が必要であったこと。他方、農村の手織工にかんしては、その低賃金の利用こそが問題であり、低級品を委ね、製品管理は仲介業者や代理人

36) 服部, 前掲書, 参照。

37) Cf. *Enquête (1834)*, *op. cit.*, p. 254.

38) *Ibid.*, p. 255.

にまかされたことである。

したがって、力織機工場の確立が問屋制家内工業に与えた影響もそれぞれ異なっていた。まず、力織機工場が確立したキャリコ等の白地綿布生産部門では、問屋制家内工業そのものが急速に衰退したが、それは、手織工たちの機械との絶望的な競争を伴うものであった。また、並ルーアン織のような熟練を必要としない単純製品を織る部門では、手織工たちは、機械化の脅威の下で、流行の変動に対する安全弁であり、低加工賃を利用される存在であるという面がより強化されることになった。次の叙述は、これらの手織工たちの姿をあざやかに示している。「家族とともに自分の家で働く手織工の労働日は極端に長い。……かれらは通常14～16時間、ときには17時間も織機に身をかがめている。……かれらの賃金が少なければそれだけ労働はより長いのである。」³⁹⁾ 力織機工場の確立は、その工場内での労働者に対する資本の専制的指揮権の貫徹を意味しただけではなく、工場外の手織工たちの問屋織元に対する従属の強化をも意味したのである。当時、多くの力織機工場主が問屋織元を兼ねたと言われるが、その場合には、いま述べたことの持つ意味はより重要かつ明瞭である。1830年代における手織工の貧困の一つの意味はこれである。

手織工の貧困のいま一つの問題は、ヴィレルメによって強調された、職人手帳制度を利用した賃金前貸である⁴⁰⁾。これは、手織工全体にかかわる問題ではなく、主に高級品を織る都市の手織工の問題であった。そして、この問題がとりあげられ、解決策が提起されてくる背景には、次のような事態が存在した。第18表は、先染綿布生産の一大中心地であり、ヴィレルメによれば手織工に対する賃金前貸が最も盛んであったと言われる、サント・マリー地区において、大織元の手生産が集中していることを示している。この点にかかわって、賃金前貸による手織工の引き抜きや、債務奴隷制的搾取の役割が変化していたことが指摘されねばならない。ヴィレルメは次のように述べている。「立派な

39) Villermé, *op. cit.*, t. II, pp. 85-86.

40) Cf. *Ibid.*, t. II, Chapter, V.

第18表 サント・マリー地区における経営規模別織元数

年次	労働者数							
	3~4人	5~9	10~19	20~29	30~49	50~99	100~199	200
1814	1	10	14	2	4	1	5	—
1826	—	8	9	7	3	4	2	3
年次	織機数							
	3~4台	5~9	10~19	20~29	30~49	50~99	100~199	200
1814	7	12	8	3	1	3	3	—
1826	4	4	8	1	2	4	2	1

服部, 前掲書 235頁 第79, 80表より。

fabricant 織元はこのような方法を拒否する。しかし、多くの小企業家、とりわけ、昨日まで労働者であり、今日 fabricant の肩書を得たばかりのものがためらいもなく賃金前貸を行うのである。』⁴¹⁾ 手織部門における織元層の分解、大織元への生産の集中傾向の下で、小織元は債務奴隷制的拘束に頼らざるをえず、逆に、大織元はそれを不要にし始めており、むしろ手織元の自由な移動をこそ要求するようになっていたことを読みとることができる。1830年代フランスにおいて労働者の貧困が社会問題化された際に、賃金前貸に基づく手織工の貧困が、その重要な一要因としてとりあげられる原因はここに存在したのである。

ま と め

以上、1830年代フランスにおける労働者の貧困の社会問題化を手がかりに、綿工業を中心とする当時の工場体制の発展段階を検討し、逆に、そこから貧困の社会問題化が持つ経済学的意味を考察してきた。そこで明らかになったのは次のことである。

まず第一に、貧困の社会問題化は、産業革命の進展の中で工場体制が確立するとともに、それが全社会的に見ても確固たる地位を占めるに至ったことの現れである。近代的な工場制度の下では、それまでの小生産者の自立性に代って、

41) *Ibid.*, t. II, p. 129.

労働者は資本家に対して全面的に服従し、資本の労働者に対する専制的指揮権が貫徹した。とくに、婦人、児童の工場への雇用と、そこでのかれらの惨状は、これを象徴的に示すものであった。さらに、工場体制の確立は、工場外の生産者にも大きな影響を与えた。この典型が問屋制家内工業の下で賃加工を行う手織工の貧困である。ここに、1830年代における労働者の貧困の社会問題化の際に、とりわけ、婦人、児童、手織工の貧困が、人びとの注目を集めた原因が示されるのである。

しかしながら、第二に、1830年代における工場体制の発展段階を考える際には、次のことが見落されてはならない。すなわち、資本の専制的指揮権の貫徹という点から見た工場体制の確立は、当時最も進んでいたと考えられる綿紡績工場においてさえも重大な制約を受けていたことである。紡績工が資本に対して半ば自立的な地位を保ち、農民や、ギルド制下の職人に見られるような労働のあり方と、そこで作られた労働習慣とが、部分的にせよ、工場に持ち込まれていたのである。さらに、紡績工程におけるこの体制が、生産力発展を担ってきたにもかかわらず、次第に、その障害に転化しつつあったことが注目される。ここに紡績資本家自身が、紡績工の権限の下にあった児童助手の惨状を問題にし、その改善を提起してくる根拠があった。また、手織工の貧困の原因を賃金前貸に求める考え方も、小織元の競争手段を奪い、手織工の流動性を強化しようとする大織元資本の動向にそったものであった。したがって、労働者の貧困の解決を歌い文句に、工場体制、産業構造を「合理化」しようとする綿工業資本の動向、これこそが、1830年代フランスにおける労働者の貧困の社会問題化の第二の意味であった。

第三に、これまで述べてきたことからするならば、貧困解決策として打ち出されてくる児童労働制限法、職人手帳制度改善法案の持つ意味は明瞭である。前者は、一般的には、全ての工場に雇用される児童の年齢と、労働日とを制限するものであり、フランスで最初の本格的な労働者保護法である。にもかかわらず、その対象となったのは主に、綿紡績工場であり、その現実に照らして考

えるならば、この法律は、成人労働の制限は全く問題にしないだけでなく、逆に、リレー制度を持ち込むことで長時間労働日を積極的に維持しようとするものであり、紡績工と児童助手との雇用・徒弟関係とも言うべき関係と、その随伴物たる労働習慣を解体し、資本の労働者に対する専制的指揮権を貫徹しようとするものである。したがって、言葉の真の意味での労働者の貧困を激化せしめるものである。同様に、職人手帳制度改善案もまた、一般的には、賃金前貸に基づく債務奴隷制的搾取を排除しようとするものであるが、それは、力織機との競争に暴されている手織工の貧困状態に手をつけるものではなく、主として、高級品を織る手織工の流動性を高め、小織元の競争手段を奪い、資本の集中を促進しようとする大問屋織元の要求にそったものだったのである。

さらに、第四に、労働者の貧困問題、およびその解決策の背景に存在した工場体制と産業構造の「合理化」への動向、これがイギリスとの競争、対抗によって触発され、激化されている点に、イギリスに対する後発国フランスにおける資本主義発展の一特質が存在していることである。それは、一般的に1834年アンケートにおける綿業資本家自身の証言によって確認されるだけでなく、児童労働制限法自体が、イギリス1833年法と、その結果としてのリレー制度、およびイギリスにおける自動ミュール紡績機の実用化等の事実をふまえて提起されている点で、より具体的に示されるのである。

最後に、当時の綿工業を中心とする繊維産業労働者の状態についての詳細な調査報告を行い、貧困の社会問題化そのものに大きな役割を果たすとともに、児童労働制限法、職人手帳制度改善法を提起したヴィレルメの議論が帯びた歴史的な意味を整理しておこう。かれの議論の特徴は、農民を基準に、労働者の貧困を生活規律の喪失と、資本家と労働者との非人間的な関係において握把し、しかも、自由競争と、新しい社会関係を前提にして、かつて存在したとする生活規律、人間関係の回復が可能であるとし、そこから前記二法案を提起する点にある。これは極めて道徳論的であり、人道主義的主張であるかのように見え、また、そのように理解されてきた。しかしながら、かれの主観的意図とは別に、

かれの議論が、現実的、客観的に意味したものは、一般的には、新しい生活様式と労働のあり方に合致した労働者像を打ち出すことであり、具体的には、綿工業の現実をふまえて、二つの法案を提起する点で、産業構造と工場体制を合理化しようとする綿業資本の動向にそったものになっていることである。

(1981年1月19日)